

議案第58号

損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について

次のとおり法律上県の義務に属する医療過誤による損害賠償について和解し、及び損害賠償の額を定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

平成29年2月22日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 和解の相手方

鳥取市 個人

2 和解の要旨

県は、損害賠償金3,541,051円を支払うものとする。

3 医療過誤の概要

(1) 医療過誤の発生年月日

平成23年7月14日

(2) 医療過誤の発生の場所

鳥取県立中央病院

(3) 医療過誤の内容

鳥取県立中央病院所属の医師が和解の相手方に対し、左足関節外踝に生じた褥瘡潰瘍の治療実施において、関節内への感染波及を予防する処置が十分でなかった

め、化膿性足関節炎を生じ、長期にわたる治療を要したものである。